

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第20号

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第14
0号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」及び「並びに使用料」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条
を第5条とし、第8条を削り、第9条を第6条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。